

第156期 中間決算公告

2025年12月24日

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社
取締役社長 笹田 賢一

中間貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,135,210	預金	1,753,558
債券貸借取引支払保証金	20,025	譲渡性預金	166,500
買入金銭債権	12,626	コールマネー	7,207
金銭の信託	32,212	借用金	706,000
有価証券	365,759	信託勘定借	975,398
貸出金	2,460,772	その他の負債	90,370
外国為替	9,483	未払法人税等	11,056
その他の資産	118,921	資産除去債務	1,541
その他の資産	118,921	その他の負債	77,771
有形固定資産	87,413	賞与引当金	6,501
無形固定資産	8,878	変動報酬引当金	127
前払年金費用	52,835	睡眠預金払戻損失引当金	183
支払承諾見返	8,936	繰延税金負債	29,220
貸倒引当金	△5,484	支払承諾	8,936
		負債の部合計	3,744,004
		(純資産の部)	
		資本金	247,369
		資本剰余金	15,505
		資本準備金	15,505
		利益剰余金	282,261
		利益準備金	179,135
		その他利益剰余金	103,125
		繰越利益剰余金	103,125
		自己株式	△79,999
		株主資本合計	465,136
		その他有価証券評価差額金	89,191
		繰延ヘッジ損益	9,261
		評価・換算差額等合計	98,453
		純資産の部合計	563,589
資産の部合計	4,307,594	負債及び純資産の部合計	4,307,594

中間損益計算書 [2025年4月1日から 2025年9月30日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	91,834
信託報酬	31,758
資金運用収益	22,511
(うち貸出金利)	(13,137)
(うち有価証券利息配当金)	(6,068)
役務取引等収益	29,747
その他業務収益	397
その他経常収益	7,420
経常費用	66,643
資金調達費用	9,829
(うち預金利息)	(2,072)
役務取引等費用	15,757
その他業務費用	10
営業経費	39,832
その他経常費用	1,213
経常利益	25,191
特別利益	11,673
特別損失	161
税引前中間純利益	36,703
法人税、住民税及び事業税	10,888
法人税等調整額	△1,978
法人税等合計	8,909
中間純利益	27,793

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（1）と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法を採用し、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次の通りであります。

建 物： 3年～50年

その他： 2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に算定した予想損失額を計上して

おります。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は212百万円であります。

(追加情報)

当行は、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(金融庁令和元年12月18日)の趣旨を踏まえ、一部の与信に対して、マクロ経済シナリオ等が信用リスクに与える影響を貸倒引当金に反映しております。具体的には、通商産業政策等の動向及びその波及影響を踏まえたシナリオを用い、将来発生すると見込まれるポートフォリオへの影響を見積り、総合的な判断を踏まえて必要と認められる予想損失額を見積もっております。当該シナリオには米国における関税政策等の影響を考慮した事業環境見通し及び自動車関連サプライチェーンへの連鎖も踏まえた業績悪化懸念等の仮定が含まれております。なお、中間財務諸表の作成にあたって用いた上記会計上の見積りの方法及び当該見積りに用いた主要な仮定については前事業年度に係る財務諸表の(重要な会計上の見積り)に記載した内容から重要な変更はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 変動報酬引当金

変動報酬引当金は、当行の役員及び常務執行役員に対する報酬のうち変動報酬として支給する業績給及び株式報酬の支払いに備えるため、当事業年度の変動報酬に係る基準額に基づく支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次の通りであります。

過去勤務費用：その発生事業年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 収益の計上方法

証券関連業務手数料には、主に売買委託手数料及び事務代行手数料が含まれております。売買委託手数料には、投資信託の販売手数料が含まれており、顧客との取引日の時点で認識されます。事務代行手数料には、投資信託の記録管理等の事務処理に係る手数料が含まれており、関連

するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

預金・貸出業務手数料には、預金関連業務手数料及び貸出関連業務手数料が含まれております。預金関連業務手数料は収益認識会計基準の対象ですが、コミットメント手数料やアレンジメント手数料などの貸出関連業務手数料の大部分は、収益認識会計基準の対象外です。預金関連業務手数料には、口座振替に係る手数料等が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供された時点で認識されます。

信託関連業務には、主に不動産媒介の手数料や不動産の相談手数料、証券代行関連手数料、遺言手数料が含まれております。不動産媒介の手数料は、不動産等の媒介に係るサービスの対価として受領する手数料であり、原則として対象不動産又は信託受益権の売買契約締結時に認識されます。不動産の相談手数料は、不動産のコンサルティング等に係るサービスの対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。証券代行関連手数料は、証券代行業務及び付随するサービスの対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。遺言手数料は、遺言の執行受託や遺産整理等の役務の提供の対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

代理業務手数料には、株式等の常任代理業務手数料が含まれており、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

その他の役務収益には、SPC事務の受任手数料、年金関連手数料、生命保険の販売手数料等が含まれております。SPC事務の受任手数料は、SPC事務に係るサービスの対価として受領する手数料であり、契約時点や契約書で定められた業務の完了時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。年金関連手数料は、年金関連の投資顧問に係るサービスの対価として受領する手数料が主なものであり、主に関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。生命保険の販売手数料は、保険商品の販売の対価として收受し、顧客との取引日の時点で認識されます。

信託報酬には、主に委託者から信託された財産の管理、運用等のサービス提供の対価として受領する手数料が含まれており、信託設定時点や契約書で定められた業務の完了時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という）を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下の通り行っております。

- ① 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間ごとにグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。
- ② キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以

上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当行は、株式会社みずほフィナンシャルグループを通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 37,264百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間期末に当該処分をせずに所有している有価証券は19,932百万円であります。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次の通りであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金ならびに支払承諾見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	40百万円
危険債権額	4,341百万円
要管理債権額	6,176百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	6,176百万円
小計額	10,558百万円
正常債権額	2,470,486百万円
合計額	2,481,044百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権ならびに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は50百万円であります。

5. 担保に供している資産は次の通りであります。

担保に供している資産

貸出金 35,812 百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,967 百万円

借入金 16,000 百万円

上記のほか、為替決済の担保として、「有価証券」99,910百万円を差し入れております。

また、「その他の資産」には、保証金2,548百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,122,887百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが851,040百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 19,545 百万円

8. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託680,292百万円であります。

9. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国際統一基準)は34.44%であります。

(損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益5,536百万円、金銭の信託運用益764百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、財形貯蓄商品の廃止に伴う費用437百万円、転貸にかかる不動産賃借料256百万円、株式等売却損127百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」には、退職給付信託返還益7,536百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

該当ありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年9月30日現在）

中間貸借対照表計上額は次の通りであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	34,514
関連法人等株式	2,750
合計	37,264

上記の株式には、出資金を含めております。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、全て市場価格がありません。

3. その他有価証券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	164,773	44,887	119,885
	債券	13,377	13,303	74
	社債	13,377	13,303	74
	その他	600	561	39
	買入金銭債権	-	-	-
	その他	600	561	39
	小計		178,752	58,752
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,423	1,687	△263
	債券	124,511	124,904	△393
	国債	99,910	99,915	△5
	社債	24,601	24,989	△387
	その他	3,388	3,469	△81
	買入金銭債権	1,340	1,340	-
	その他	2,047	2,129	△81
	小計		129,322	130,062
合計		308,075	188,814	119,261

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等	8,077
組合出資金	13,682
合計	21,760

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照

表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間期における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下の通りであります。

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（2025年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	32,212	32,212	-	-	-

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次の通りであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,751百万円
有価証券有税償却	2,971
有価証券（退職給付信託拠出分）	11,458
減価償却超過額及び減損損失	3,811
その他有価証券評価差額	35
その他	4,686
繰延税金資産小計	24,714
評価性引当額	△2,603
繰延税金資産合計	22,110
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△30,049
前払年金費用	△16,653
繰延ヘッジ損益	△4,262
その他	△364
繰延税金負債合計	△51,330
繰延税金資産（負債）の純額	△29,220百万円

(法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理)

当行は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	96.11銭
1株当たりの当期純利益金額	4.74銭

(重要な後発事象)

(株式譲渡による子会社の異動)

当行は、STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBHとの間で株式譲渡契約を締結し、当行が保有するMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. の全株式を2025年10月1日に譲渡いたしました。

(1) 株式譲渡の理由

当行はMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. を通して信託事業及び銀行事業を展開してきましたが、事業ポートフォリオ見直しの結果、STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBHに対し、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. の全株式を2025年10月1日で譲渡いたしました。

(2) 譲渡する相手会社の名称

STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH

(3) 株式譲渡日

2025年10月1日

(4) 譲渡する株式数、譲渡前後の所有者株式数及び議決権所有割合

異動前の所有株式数 5,410,000株 (議決権所有割合：100.0%)

譲渡株式数 5,410,000株

異動後の所有株式数 0株 (議決権所有割合：0.0%)

(5) 譲渡価額及び財務諸表に与える影響

譲渡価格：15,313百万円

譲渡益：11,690百万円

第156期末中間（2025年9月30日現在）信託財産残高表

みずほ信託銀行株式会社

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	572,545	金 銭 信 託	27,891,363
有 価 証 券	50,137	年 金 信 託	4,035,139
信 託 受 益 権	79,946,107	財 産 形 成 給 付 信 託	2,810
受 託 有 価 証 券	305,916	投 資 信 託	27,631,612
金 銭 債 権	13,779,037	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	2,548,220
有 形 固 定 資 産	12,790,388	有 価 証 券 の 信 託	16,496,499
無 形 固 定 資 産	346,370	金 銭 債 権 の 信 託	12,255,316
そ の 他 債 権	365,739	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	250,148
銀 行 勘 定 貸	975,398	包 括 信 託	18,570,642
現 金 預 け 金	550,112	そ の 他 の 信 託	0
合 計	109,681,751	合 計	109,681,751

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額77,112,796百万円が含まれております。

4. 共同信託他社管理財産 168,611百万円

5. 元本補てん契約のある信託の債権1,085百万円のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額及び、貸出条件緩和債権額は、取扱残高はありません。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の内訳は次の通りであります。

金銭信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	1,085	元 本	680,292
有 価 証 券	0	債 権 償 却 準 備 金	3
そ の 他	679,280	そ の 他	70
計	680,366	計	680,366

注. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。